

登録番号

318

○学校法人大阪産業大学公益通報等に関する規程

制 定 平成 24 年 4 月 3 日
最近改正 平成 28 年 6 月 3 日

(目的)

第 1 条 この規程は、公益通報者保護法に基づき公益通報に関する措置を定めることにより、学校法人大阪産業大学（以下「本学園」という。）の業務に関し、法令、本学園寄附行為もしくは学内諸規程に違反する行為またはそのおそれがある行為（以下「法令等違反行為」という。）が現に生じ、または生じようとしている場合において、その早期発見および是正を図るために必要な体制と公益通報者の保護に係る体制を整備し、もって本学園の遵法精神の向上を図り、健全な発展に資することを目的とする。

(公益通報等の定義)

第 2 条 この規程において、公益通報等とは、次項に掲げる者が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、法令等違反行為に関する通報および相談をすることをいう。

2 この規程において公益通報等を行うことができる者（以下「公益通報者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学園と雇用関係にある職員（非常勤講師、嘱託、アルバイト等を含む）
- (2) 本学園において就労する、労働者派遣法に基づく派遣労働者
- (3) 本学園の取引業者の労働者

(通報窓口)

第 3 条 本学園は、公益通報等に応じるため、通報窓口を本学園の内外に置く。学園内の通報窓口は内部監査室とし、外部における通報窓口は本学園が指定する弁護士または法律事務所とする。

(公益通報等の方法)

第 4 条 公益通報等は、電子メール、電話、FAX、書面または面接の方法により行うことができるものとする。

2 公益通報者は、公益通報等を行う場合において、当該対象行為を法令等違反行為と判断した合理的理由を示さなければならない。

3 公益通報等は、実名で行うことを原則とする。ただし、通報窓口は、匿名であることを理由にその受付を拒んではならない。

4 公益通報者に該当しない者から公益通報等を受けた場合も、公益通報者からの公益通報等に準じ、適切に取り扱うものとする。

(禁止事項)

第 5 条 公益通報者は、虚偽や不正の利益を得る目的、本学園または第三者に損害を加える目的、その他誹謗中傷等不正の目的をもって、公益通報等を行ってはならない。

(公益通報等への対応)

第 6 条 通報窓口が公益通報者から公益通報等を受けた場合は、内部監査室長を通じてこれを速やかに理事長に報告し、迅速かつ適切に対応しなければならない。ただし、法令等違反行為の事実が存在しないことが明らかであるときは、この限りではない。

2 理事長は、前項の報告を受けた場合、公益通報等の事実に係る調査実施の有無を決定し、内部監査室長を通じて当該通報者にその旨を通知する。なお、外部窓口が受けた公益通報等については、外部窓口にも合わせて通知するものとする。

3 外部窓口が、内部監査室に係る公益通報等を受けた場合、その内容を直接理事長に書面で連絡

3 就業規則・サービス関係（318 学校法人大阪産業大学公益通報等に関する規程）

するものとする。この場合、理事長は、内部監査室業務代行者を指名した上で、公益通報等の事実に係る調査実施の有無を決定し、内部監査室業務代行者を通じて当該通報者および外部窓口はその旨を通知するものとする。

- 4 前 2 項の公益通報者に対する通知は、匿名による通報の場合および当該通報者が通知を希望しない場合には、これを省略することができる。

（意見聴取）

第 7 条 理事長は、公益通報等の内容が高度の専門性を要すると判断した場合は、外部の有識者に意見を求めることができるものとする。

（調査委員会）

第 8 条 理事長は、内部監査室に命じ、迅速かつ適正に通報事実の調査を行わなければならない。その場合、外部通報窓口を経由した対象事実の調査については、通報窓口の弁護士の協力を求めることができるものとする。

- 2 理事長が必要と判断した場合は調査委員会を設置することができる。

- 3 調査委員会は、内部監査室長を含む、理事長が任命した 5 名以上の調査委員で構成するものとする。

- 4 調査委員長は理事長が調査委員の中から指名する。

- 5 調査委員長は、調査の結果を速やかに理事長へ報告するものとする。

- 6 調査対象部署および関連部署の職員は、内部監査室および調査委員会からの調査に関する協力要請があった場合は、正当な理由がある場合を除いてこれに応じなければならない。

（公益通報者保護委員会）

第 9 条 通報対象事実の審議および公益通報者の適正な保護を行うため、公益通報者保護委員会（以下「保護委員会」という。）を置く。

- 2 保護委員会は、内部監査室または調査委員会の調査に基づき、次の事項について審議する。

- (1) 通報対象事実に関する事項
- (2) 公益通報者の保護に関する事項
- (3) その他公益通報に関する重要な事項

- 3 保護委員会は、次の者をもって構成する。ただし、原則として通報対象事実と利害関係のある者、または、そのおそれがある者は除く。

- (1) 理事長
- (2) 常務理事
- (3) 機関の長
- (4) 内部監査室長、総務部長および事務部長
- (5) 産大中・高事務長および桐蔭中・高事務長
- (6) その他特に理事長が指名する者

- 4 保護委員会の委員長は、理事長をもって充てる。ただし、前項ただし書きにより委員から除かれた場合は、その都度協議するものとする。

- 5 保護委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

- 6 保護委員会は、通報対象事実と利害関係のある者が理事である場合、または、そのおそれがある場合は、監事の出席を求めて、意見を聴くものとする。

- 7 保護委員会は、調査の進捗状況について、必要に応じて公益通報者に通知するものとする

（是正措置等）

第 10 条 保護委員会での審議の結果、不正行為が明らかになった場合には、理事長は、速やかに是正措置および再発防止措置を講じなければならない。

- 2 前項の措置に加え、重大な法令違反等が明らかとなった場合には、速やかに関係行政機関への報告を行わなければならない。

（通知）

第 11 条 理事長は、公益通報者に対して、調査結果および是正結果について、当該通報者および関係者のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。ただし、匿名による通報の場合および当該通報者が通知を希望しない場合は、この限りではない。

2 前項の通知は、内部監査室を通じて行うものとする。

（処分）

第12条 理事長は、保護委員会での審議結果に基づき、必要に応じて、就業規則に従って懲戒委員会を招集するものとする。

（秘密保持の徹底）

第13条 本学園およびこの規程に定める業務に携る者は、職務上知り得た通報の内容および調査で得られた個人情報を含む全ての情報について秘密を保持し、または不当な目的に使用してはならない。退職後も同様とする。

（不利益取扱の禁止）

第14条 本学園は、公益通報者保護法その他関係法令を順守し、公益通報者が公益通報等を行ったことを理由として、当該通報者に対し、本学園が定める懲戒、その他不利益な取扱いを行ってはならない。ただし、当該通報者が不正の目的をもって公益通報等を行った場合は、この限りではない。

2 本学園の職員等は、公益通報者が公益通報等を行ったことを理由として、当該通報者および調査協力者に対し、不利益な取扱いを行ってはならない。

（事後確認）

第15条 理事長は、公益通報等の処理が終了した後、公益通報者および調査協力者に対する不利益や嫌がらせが行われていないか、是正措置または再発防止策が十分に機能していることを確認しなければならない。

（補則）

第16条 この規程に定めのない事項について、本学園の諸規程に定めがある場合は、その定めによるものとする。

（事務）

第17条 この規程に関する事務は、内部監査室が所管する。

（改廃）

第18条 この規程の改廃は、理事会の議を経て承認を得なければならない。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成24年4月3日から施行する。

附 則（平成28年6月3日）

（施行期日）

この規程は、平成28年6月3日から施行する。